

歩こう会運営要領

平成 15 年 3 月 10 日 制定
平成 18 年 5 月 17 日 改正
平成 22 年 4 月 10 日 改正
平成 23 年 2 月 18 日 改正
平成 26 年 5 月 15 日 改正
平成 29 年 4 月 1 日 改正

第1条 目的

本要領は、松愛会三重支部伊勢地区の歩こう会(以下、「本会」と云う)の運営を円滑に行うことを目的とするものである。

第2条 運営

(会費) 本会は、本会会員の会費により運営する。

(組織) 幹事 1 名と顧問 1 名をおく。

第3条 役割

幹事は、歩こう会行事(ハイキング)の企画立案・本会会員への案内状の作成、送付、参加者の把握および行事当日の運用を行う。

顧問は、前幹事が行い、幹事からの相談に対し、適切な助言を行う。

なお、幹事は任期 2 年とするが、留任は拒まない。

第4条 行事

行事は、4 月、6 月、10 月頃の原則年 3 回とする。

第5条 会員

松愛会に加入の本人とその家族の参加も可能とする。

特別参加は歩こう会部会役員が認めた場合は参加を可能とする。

本会会員は、行事等の連絡手段の違いによる、A 会員と B 会員により構成する。

A 会員は、幹事からの連絡手段が、郵便による会員を云う。

B 会員は、幹事からの連絡手段が、Fax 又は電子メールによる会員を云う。

第6条 会費

(1) 会費

幹事からの連絡コストの差により、4月から翌年3月までの1年間の会費を以下とする。

A会員は、年間500円(2年間で1000円)とし、B会員は2年間で500円とする。

(2) 会費の支払い

会員は、その西暦の奇数年度内に次の偶数年度も含めた計2年度分の会費を幹事に行事実施日等に支払うものとする。

但し、幹事の別途指定する金融機関の指定の口座に振込手数料会員負担で振込むことも可とする。

なお、年度内に会費の支払いのない場合は、自動退会とし、再入会時には、会費を添えて再度の申し込を行うものとする。

また、年度途中の退会時には、会費の返還は行わない。

第7条 会費の使途

A会員の会費中、250円は、郵送連絡のための切手代等(82X3+封筒、コピー用紙代等)に充当する。

A,B両会員の年間250円の会費は、ガイド費用、1行事1回分の下見交通費等に充当する。

なお、幹事は、前年度の年間の収支報告を年度当初に松愛会の支部役員会で報告承認を受けるとともに、会員に報告承認を受けるものとする。

第8条 保 険

行事参加中の事故に対応する傷害保険等には、本会としては加入しない、行事参加者各人にて対応するものとする。

第9条 要領の改訂

本要領の改訂は、幹事等の提案、松愛会三重支部の役員会の承認により暫定運用するものとし、少なくとも、直近の行事の案内時に会員に告知し、過半数の賛同を得、以降、正式運用するものとする。